

# 公示

令和7年度

栃木県那珂川漁業協同組合連合会  
栃木県大田原市桜木沢1033  
TEL(0287)54-0002

この公示は、本会の漁業権区域（茨城県境から上流の那珂川及び支流（但し荒川は矢板市大槻地先黒岩堰より下流の区域、箒川は那須塩原市下塩原地先箒川発電所取水堰より下流の区域とする。）押川及び支流）について、漁業法に基づき栃木県知事の許可を得て定めた漁業の制限、禁止事項等の抜粋である。  
鮎の採捕は11月20日までとする。その他投網禁止区域、投網の解禁日、時間の変更がありますので、公示内容をよく読んでください。

## 1. 入漁証の携帯

- 本会の漁業権区域内に入漁するものは住所、氏名及び年齢を明記した所定の入漁証を必ず見やすい所に携帯すること。（必要内容が記載されていないものは無効とする。）
- 入漁証（年券）の有効期限は翌年3月31日までとする。
- 入漁証の再交付はしない。但し、組合員には紛失証明書を発行する。（手数料2,000円）

## 2. 解 禁 日

【釣】 ・鮎は11月21日から翌年解禁日までは禁漁

魚種	漁法	解禁日及び終期	区 域
あゆ	友ド毛 ブ 釣 針	6月1日から11月20日まで	下記(箒川)及び禁止区域を除く全区域
		7月1日から11月20日まで	箒川…那須塩原市宇都野橋から上流の区域
	オランダ針	9月1日(中学生及び小学生は8月1日)から11月20日まで	全区域
さくらます・ やまめ、いわな		3月1日午前5時から9月19日まで	全区域
かじか		6月1日から10月31日まで	全区域

【鮎ルアー釣】 ・下記の区域はルアー専用区域ではありません。

解禁日及び終期	河川名	区 域
7月10日から 9月19日	那珂川	黒羽橋から余笹川合流点までの区域
	箒川	那須塩原市東北自動車道から上流の区域（支流を除く）
7月10日から 11月20日	那珂川	茨城県境から上流茂木町大藤橋までの区域（支流を除く）
	武茂川	大鳥橋から大内川合流点までの区域
	大内川	武茂川合流点から上流盛谷川合流点までの区域（支流を除く）

【投網】 ・4月1日から解禁日までは禁漁 ・鮎は11月21日から翌年解禁日までは禁漁

解 禁 日	河川名	区 域
7月10日 午後6時 但し7月31日までは 午前6時から午後6時まで 禁止	那珂川	茨城県境から上流那珂川町新那珂橋跡までの禁止区域を除く全区域 (那須烏山市中山川合流点から上流大松橋までの本支流全区域を除く)
	逆川	茂木町那珂川合流点から上流の本支流禁止区域を除く全区域
	桧山川	茨城県境から上流の全区域
8月1日 正午	那珂川	那珂川町新那珂橋跡から上流の禁止区域を除く本支流全域 (那須烏山市中山川合流点から上流大松橋までの本支流全区域を除く)
	荒川	那珂川合流点から上流の本支流禁止区域を除く全区域 (那須烏山市高瀬488番地先本会設置目標から上流荒川橋までの本支流全区域を除く)
	箒川	那珂川合流点から上流浄法寺橋までの本支流全区域
9月1日 正午	那珂川	那須烏山市中山川合流点から上流大松橋までの本支流全区域
	荒川	那須烏山市高瀬488番地先本会設置目標から上流荒川橋までの本支流全区域
	箒川	小種島大橋から上流及び禁止区域を除く全区域
	余笹川	那珂川合流点から上流及び支流の禁止区域を除く全区域

### 3. 全漁法禁止区域

●次の区域は1月1日から12月31日まで全漁法禁止

- ・ 那珂川 那珂川町地先三川又用水頭首工から上流 50 メートル、下流 100 メートルの区域  
那須塩原市板室板室ダム堰堤の上下流各 100 メートルの区域  
那須塩原市板室板室発電所放水口から下流 100 メートルの地点に至る区域  
那須塩原市百村深山ダム堰堤から下流 1.4 キロメートルの地点にある砂防堰堤に至る区域  
那須塩原市百村深山ダム堰堤から上流深山橋に至る深山ダム湛水区域
- ・ 荒川 那須烏山市森田頭首工から上流 100 メートル、下流 100 メートルの区域
- ・ 武茂川 大田原市雲巖寺三和橋から上流梅船橋に至る区域  
那珂川町大字大山田下郷大河内橋から上流御前岩橋の上流 420 メートルの地点に至る区域
- ・ 湯川 那須塩原市板室地内那珂川合流点から上流の本流及びその支流（小沼沢川）
- ・ 小沢名川 全区域
- ・ 鍋有沢川 全区域
- ・ 小蛇尾川 下部ダム下流 400 メートル地点から上流の下部調整池に至る区域（調整池を含む）

●栃木県漁業調整規則における禁漁区域

- ・ 那珂川 那須塩原市西岩崎地先那須疎水取水堰中心線から上流 100 メートル、下流 100 メートルの区域  
大田原市寒井字下河原地先矢組堰（寒井用水取水堰）中心線から上流 100 メートル、下流 100 メートルの区域
- ・ 江川 那須烏山市滝字馬場地先竜門の滝最上端から上流 36 メートル、下流 36 メートルの区域
- ・ 余笹川 那須郡那須町大字沼野井字川添地先黒川発電所取水堰中心線から上流 90 メートル、下流 100 メートルの区域
- ・ 黒川 那須郡那須町大字沼野井字新田地先黒川発電所取水堰中心線から上流 100 メートル、下流 100 メートルの区域
- ・ 松葉川 大田原市前田字郭内地先田町堰中心線から上流 100 メートル、下流 100 メートルの区域
- ・ 箒川 大田原市福原字城下 222 番地地先西ノ原頭首工（西ノ原用水取水堰）中心線から上流 100 メートル、下流 100 メートルの区域

### 4. 投網禁止区域

- ・ 那珂川 茂木町大畑梅ノ木淵下端から大瀬橋に至る区域  
1月1日から12月31日までの午前6時から午後6時まで禁止

●次の区域は全面禁止とする。

- ・ 那珂川 那須烏山市初音地先清水川合流点から上流境頭首工までの区域  
新那珂橋跡から上流三川又用水頭首工下流 100 メートルに至る区域  
大田原市湯殿大橋から上流の本流及びその支流（亀久川、立沢川、海法地沢川、日暮沢川、八塩沢川、他）
- ・ 逆川 茂木町平成橋から下流林橋に至る区域
- ・ 坂井川 茂木町みその橋から下流の区域
- ・ 荒川 さくら市内川合流点から上流さくら市野辺山堰に至る区域  
さくら市小入堰から上流の本流及びその支流（谷川及び菅の沢川）
- ・ 内川 さくら市八竜神堰から上流の本流及びその支流（江川、塚原川、中川、大江川、前沢川、天沼川、他）
- ・ 宮川 矢板市幸岡株木橋から上流の本流及びその支流（築目川）
- ・ 武茂川 那珂川合流点から上流の本流及びその支流（久那川、矢又川、大内川、大室川、砂川、盛谷川、他）
- ・ 箒川 那珂川町浄法寺橋から上流小種島大橋に至る区域  
那須塩原市高阿津堰から上流の本流及びその支流（唐滝沢川、野沢川、清水川、他）
- ・ 蛇尾川 大田原市片府田地先箒川合流点から上流の本流及びその支流（町井川、不動川、鹿島川、蕪中川、熊川、大巻川、小巻川、大蛇尾川、小蛇尾川及び鍋有沢川）
- ・ 百村川 大田原市花園地先箒川合流点から上流の本流及びその支流（篠谷川、深川、念仏川及び加茂内川）
- ・ 松葉川 大田原市下高橋から下流那珂川合流点に至る本流及びその支流（岡沢川、野上川、尻高田川、他）
- ・ 余笹川 那須町下川下余笹橋から上流の本流及びその支流（棒川、四ツ川、苦戸川及び白戸川）
- ・ 黒川 那須町芦野黒川橋から上流の本流及びその支流（板敷川）
- ・ 奈良川 那須町睦家地先三蔵川合流点から上流の本流及びその支流（菖蒲川）
- ・ 三蔵川 那須町大秋津橋から上流の本流及びその支流（大和須川、梓川、ドロブ川、木下川、荒金沢川）

### 5. 毛針（蚊ばり）釣

魚種別に期間の制限があるから規則を遵守すること

### 6. 漁具、漁法による禁止

●次の漁具、漁法を用いて魚類を採捕してはならない。

(1)爆発物の使用 (2)水産動物をまひさせ、または死なせる有毒物の使用 (3)水中に電流を通じてする漁法 (4)瀬干、瀬替漁法(5)う飼漁法 (6)ガラス釜、箱釜、その他これに類する漁具 (7)う羽根追い漁法 (8)うなわびき漁法 (9)ごろたびき漁法、その他これに類する漁法 (10)火光その他照明を利用してする漁法 (11)発射装置(弓、鉄砲、バネ投射器・例 水中銃)を利用する漁法 (12)建網漁法 (13)潜水器具(空気・酸素ボンベ、コンプレッサー)を利用する漁法 (14)待網漁法 (15)刺網漁法 (16)地びき網漁法 (17)柴漬漁法 (18)石倉漁法 (19)替堀漁法 (20)原動機付船等を使用する漁法 (21)船釣りのもやい綱 50 メートル以上 (22)石打ち漁法 (23)ころがし釣及びぐいしよ (24)鮎友釣オトリのサカサ針より 20 cm以上長いハリス使用 (25)鮎友釣によるリール使用

●舟（舟に類するものを含む）使用禁止区域

- ・ 内川 矢板市安沢赤渕堰から上流国道バイパス橋に至る区域
- ・ 箒川 矢板市土屋東北本線鉄橋から上流の区域

●やす突き禁止区域

- ・ 逆川 茂木町平成橋から下流林橋に至る区域
- ・ 坂井川 茂木町みその橋から下流の区域

## 7. 漁具、漁法の使用制限

●鮎ルアー釣における漁具、漁法は下記の通りとする。

漁 具	使 用 規 格
リール竿	3メートル以内のもの
掛 針	3本イカリ又は4本イカリ 1段のもの
ハリスの長さ	15センチメートル以内のもの

●鮎ルアー釣における禁止漁具

1. 鮎ルアーはリール竿のみとし、延竿を使用するの鮎ルアー釣は禁止とする。
2. 掛け針は3本イカリ、4本イカリのみとし、1本とすること。チラシ針、チョウ針、針の2段使用は禁止とする。

## 8. 魚の大きさによる禁止

魚 種	禁 止 の 大 き さ
さくらます・やまめ、いわな	全長 15センチメートル以下
うなぎ	全長 25センチメートル以下
こい	全長 20センチメートル以下

## 9. 入漁証の種類による対象魚種

本会発行の入漁証は下記の通りである。

名 称 区 分	魚 種	対 象 魚 種
組合員 釣 遊漁者 釣	全魚種	あゆ、こい、うなぎ、さくらます・やまめ、いわな、にじます、かじか、うぐい、おいかわ、ふな、どじょう、しまどじょう、なまず、かに
溪流魚年証	溪流魚	さくらます・やまめ、いわな、にじます、かじか、うぐい、おいかわ、ふな、どじょう、しまどじょう、なまず、かに
雑 魚年証	雑 魚	にじます、かじか、うぐい、おいかわ、ふな、どじょう、しまどじょう、なまず、かに

## 10. 組合費（賦課金）、行使料（漁業料）、遊漁料の納付期限・場所

1. 納付期限 組合費（賦課金 8,000 円） 令和7年 8月31日までに納付のこと  
行使料（漁業料）、遊漁料は年証交付の時納入のこと

2. 納付場所

組合事務所、各支部（分会）・漁場監視員、指定入漁券取扱所

3. 女性及び身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の提示した者はこれらの料金は半額とする。

（注）組合費は当年度漁業に従事すると否とにかかわらず納入しなければならない。

（注）組合費は1年間未納の場合、組合員資格を喪失し、出資金は賦課金に充当する。

## 11. 組合員の行使料（漁業料）

組合員が下記の表の漁法を行うには、組合費（賦課金）のほかに、次の該当の行使料を納付しなければならない。

名 称 区 分	賦課金	行使料（漁業料）	料 金
組合員釣証	8,000 円	3,000 円	11,000 円
組合員釣証（女 性）	4,000 円	1,500 円	5,500 円
組合員釣証（障 害）	4,000 円	1,500 円	5,500 円
組合員網証	8,000 円	7,000 円	15,000 円
組合員網証（女 性）	4,000 円	3,500 円	7,500 円
組合員網証（障 害）	4,000 円	3,500 円	7,500 円

## 12. 組合員以外の者（員外者）の遊漁料

遊漁者の遊漁料（消費税額を含む）は、下記の表の通り。

名 称 区 分	魚 種	漁具及び漁法	年証 遊漁料	日釣 遊漁料
遊漁者年証／日釣券	全魚種※1	投網を除く全漁法	14,000 円	3,000 円
溪流魚年証／日釣券	溪流魚※2	投網を除く全漁法	10,000 円	2,000 円
雑 魚年証／日釣券	雑 魚※3	投網を除く全漁法	7,000 円	1,500 円
投 網年証／1日券	全魚種	全漁法	18,000 円	5,000 円
中学生投網年証（注）	全魚種	全漁法	4,000 円	

（注）中学生以下の全魚種釣りは、無料とする。

※1 全魚種の対象魚種は、上記9項釣証の欄に記載の魚種

※2 溪流魚の対象魚種は、上記9項溪流魚年証の欄に記載の魚種

※3 雑 魚の対象魚種は、上記9項雑魚年証の欄に記載の魚種

### 13. 漁場での禁止行為

釣場での独占行為（ロープ・テープ・置竿等）は禁止とする。また、未許可の漁具（筌等）や放置した漁具（置竿等）を発見した場合は、漁協にて撤去し、一時預かりを行う。

### 14. 反則過怠金等の徴収

組合員が漁業関係法令又は漁業権行使規則第11条第2項に違反した場合にはそれによる処罰を受けるほか、下記の表の通り25万円以下の反則過怠金が徴収される。（下記の表は反則過怠金より一部抜粋）

1. 漁業法 許可区域、制限時間及び無許可、無鑑札採捕
2. 水産資源保護法、栃木県漁業調整規則違反

漁法	過怠金	漁法	過怠金
カニ筌 1・2級	50,000円	うなわ引・ぺら引・ごろた引	100,000円
カニ筌 3級以下	20,000円	建網・刺網	100,000円
特殊やす突・四ツ手網	25,000円	瀬干・替掘	250,000円
投網	20,000円	う羽根追い	30,000円
友釣り・どぶ釣り	20,000円	掛釣（グイショ・コロガシ）	20,000円
毛針釣り・虫釣り	20,000円	潜水具使用	150,000円
うなぎ筌・おき針（下げ針）	20,000円	発射装置使用	100,000円
石打ち漁法	20,000円	ハリス20cm以上の友釣り	20,000円
電流使用	200,000円	延べ竿による鮎ルアー又はこれに類する友釣り漁法	10,000円
火光使用	100,000円	禁漁区域内に於ける違反漁業	50,000円

### 15. 水産資源の繁殖保護

水産資源の繁殖保護上必要と認められる場合は、漁業の方法、区域及び期間を制限することがある。それらの制限については、その都度公示されるので、入漁者は、その公示を遵守すること。

### 16. 魚病の発生・まん延を防ぐため協力してほしい事項

- ① 他の河川で使用したアユは持ち込まない。
  - ② 使用したオトリアユはリリース（再放流）しないで持ち帰ってください。
  - ③ 使用した道具類（タモ網、曳舟、足袋、ウェーダー）は、水道水で洗濯し、よく乾燥させる。
- ※ご協力をお願いします。

### 17. 外来藻類の拡大を防ぐ対策

- ・アルコール消毒液や逆性せっけん液を使った消毒方法
- ・5%以上の食塩水を使い1分以上浸透させる方法
- ・60℃以上のたっぷりのお湯に1分以上つける方法

### 18. 注意事項

①年間券の有効期限  
3月1日～翌年3月31日

②ブラックバス類・ブラントラウトの釣りをを行う場合

ブラックバス類・ブラントラウトの釣りをする際、漁業権の対象となっている魚種を採捕・混獲する可能性があるため、遊漁規則に基づいた遊漁料（雑魚券）が必要。なお、栃木県内水面漁場管理委員会の指示によりリリース（再放流）は禁止。

③その他

- ・水産資源保護法、栃木県漁業調整規則による魚種、漁法、体長、期間、区域等の禁止規定があるので注意すること。
- ・虫釣（餌釣を含む）の使用漁具は一人3組までとする。
- ・かに筌漁業B（通堤を設置せず固定しない筌）の使用漁具は一人3個までとする。
- ・入漁者は操業に際し、不測の事故防止に万全を期すること。
- ・感電事故防止のため、頭上の送電線に注意してください。
- ・発生した事故については本会では一切責任を負いません。

那珂川北部漁業協同組合

栃木県大田原市桜木沢 1033  
TEL(0287)54-0002

那珂川南部漁業協同組合

栃木県那須烏山市興野 38-1  
TEL(0287)84-1501

茂木町漁業協同組合

栃木県芳賀郡茂木町茂木 143-1  
TEL(0285)63-0570

ごみは持ち帰りましょう。